

平成24年7月13日

訪問介護2級ヘルパーのサービス提供責任者配置減算に関するQ&A

Q：平成24年3月31日時点で2級ヘルパーのサービス提供責任者を配置している事業の当該サービス提供責任者が、平成25年3月31日までに①介護福祉士の資格取得、②実務者研修、介護職員基礎研修課程、ヘルパー1級課程の修了が確実に見込まれるとして県に届出いただいている事業所は、「減算は適用しない」という経過措置が設けられていますが、結果的に次の場合の取扱いはどうなるのか。

- ① 介護福祉士試験に不合格となった場合
- ② 介護福祉士試験が受験できなかった場合（理由は不問）
- ③ 介護職員基礎研修課程を受講している2級ヘルパーが途中で研修を辞めてしまった場合
- ④ 該当2級ヘルパーが事業所を退職したため、予定された介護職員基礎研修課程の受講ができなくなった場合

A：①から④のいずれも、「減算なし」として取扱います。

結果的に、研修受講ができなくなったとしても、事業所側に責めがなければ平成24年度中は「減算なし」として取扱います。

なお、④のケースで該当2級ヘルパーAが退職し、新たに2級ヘルパーBのサービス提供責任者を配置した場合、2級ヘルパーBは、減算対象の2級ヘルパーとなりますので、直ちに、所定の減算届とサービス提供責任者変更に係る変更届を提出ください。

ただし、2級ヘルパーBが平成24年3月31日時点からの継続で同一法人他事業所のサービス提供責任者として、「減算なし」の経過措置適用の届出をしている事業所からの異動者である場合は、引き続き「減算なし」の取扱いとなりますが、この場合も、変更後10日以内にサービス提供責任者変更に係る変更届を提出してください。

また、事業所は、当該2級ヘルパーの介護福祉士の受験又は実務者研修等の受講意思を文書で確認し、当該受験又は受講時期の見込みを記載した書面を作成し保管しておくことが義務付けられています。